

茨木市地域包括支援センター
の整備について

茨木市

茨木市地域包括支援センターの整備について

1 目的

国は、2015年（平成27）年度施行の改正介護保険法において、地域包括ケアシステムの構築は重要施策であり、2025（令和7）年に向けた構築が急がれています。

そこで、本市は、地域包括ケアシステムを推進する中心的な役割を担う地域包括支援センター（以下、「包括センター」という。）を拡充し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、きめ細やかな相談支援体制の整備を行うものです。

2 方針

整備にあたっては、以下の項目に留意します。

(1) 包括センターを、高齢者人口が1エリア5,000人程度として、14エリア毎に設置します。

(2) 包括センターは、委託方式により設置します。

選考方法は、より多様な法人の参入を促すため、原則、公募での選考とします。

なお、14エリアのうち、8エリアは平成30年度及び令和2年度に公募での選考を実施済みです。未実施の6エリアは、令和3年度以降、順次、公募での選考を予定します。

(3) 整備を進めるにあたり上記の事項並びに計画的な整備が著しく困難な事項等が発生した場合は、その内容について地域包括支援センター運営協議会に報告し委員の意見を聞くものとします。

3 包括センターの形態及び業務等

包括センターは、エリア型と圏域型の2種類の形態とします。

(1) エリア型

エリア型とは、担当エリア内に包括センター事務所を単独で開設する形態をいいます。担当エリアにおいて包括センター基本業務を行います。

(2) 圏域型

圏域型とは、地区保健福祉センター（以下、「保健福祉センター」という。）内に包括センター事務所を配置する形態をいいます。

担当エリアでの包括センター基本業務に加え、保健福祉センターや他の専門職・機関（CSW、障害者相談支援センター等）と連携しながら、圏域内の他のエリア型包括センターとの合同研修の企画、圏域情報の収集と共有や現状分析から地域課題を抽出する等の取りまとめの役割を担います。

4 整備スケジュール

包括センターの運営法人は、エリアごとに公募し、公平・中立で適切な運営が確保される法人を選定します。整備スケジュールは以下のとおりです。

圏域	エリア	令和3年度における地域包括支援センター	整備年度
北	清溪・忍頂寺・山手台	清溪・忍頂寺・山手台 地域包括支援センター	令和元年度よりエリア型として設置済
	安威・福井・耳原	茨木市地域包括支援センター 天兆園	令和3年度以降に整備
	豊川・郡山・彩都西	茨木市地域包括支援センター 常清の里	令和3年度以降に整備
東	太田・西河原	太田・西河原 地域包括支援センター	令和3年度よりエリア型として設置済
	三島・庄栄	三島・庄栄 地域包括支援センター	令和3年度より圏域型として設置済
	東・白川	東・白川 地域包括支援センター	令和元年度よりエリア型として設置済
西	春日・郡・畑田	春日・郡・畑 地域包括支援センター	令和元年度よりエリア型として設置済
	沢池・西	茨木市地域包括支援センター 春日丘荘	圏域型として令和3年度以降に整備
	春日丘・穂積		エリア型として令和3年度以降に整備
中央	茨木・中条	茨木・中条 地域包括支援センター	令和3年度よりエリア型として設置済 圏域型として令和3年度以降に整備
	大池・中津	大池・中津 地域包括支援センター	令和元年度よりエリア型として設置済
南	玉櫛・水尾	玉櫛・水尾 地域包括支援センター	令和元年度よりエリア型として設置済
	天王・東奈良	茨木市地域包括支援センター	エリア型として令和3年度以降に整備
	玉島・葦原	葦原	圏域型として令和3年度以降に整備

5 人員体制

・三専門職種各1名

職種	経過措置を含めた取り扱い
保健師等	<p>① 保健師</p> <p>② ①に準ずる者として、経験のある看護師（「経験とは、地域ケア、地域保健等の経験の趣旨であり、病棟経験や急性期の経験の趣旨ではない」） 但し、准看護師は不可とする。</p> <p>③ 上記②かつ、高齢者に関する公衆衛生業務を1年以上有する者とする。 なお、「地域ケア、地域保健及び高齢者に関する公衆衛生業務」の経験とは、地域で暮らす住民の生活習慣における課題を把握し、疾病の予防、健康維持・増進につなげる業務経験とする。 詳細については、令和元年度第3回茨木市地域包括支援センター運営協議会の「資料2 地域包括支援センターの「保健師に準ずる者」の資格要件について」を参照すること。</p>
社会福祉士	<p>① 社会福祉士</p> <p>② ①に準ずる者※として、福祉事務所の現業員等(福祉事務所の査察指導員を含む)の業務経験が5年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>③ ①に準ずる者として、介護支援専門員の業務経験が年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者</p>
主任介護支援専門員	<p>① 主任介護支援専門員</p> <p>② ①に準ずる者※として、「ケアマネジメントリーダー研修」を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</p>
<p>【配置数】 基本配置 担当エリアの第1号被保険者数が概ね3,000人以上6,000人未満までは、3職種各1人の配置。第1号被保険者数が6,000以上の場合は概ね2,000人につき1名を配置する。この場合、保健師その他これに準ずる者を優先的に配置。</p>	
<p>※【準ずる者の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、準ずる者の配置をしないこと。やむを得ず、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者を配置する場合でも、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。(将来的にとは年度内を想定) 	
<p>【常勤・専任の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 包括センター以外の業務との兼務は認めません。 包括センターが法人内の組織に属している場合などで、センター職員に課長や主幹などの役職が付いており、包括センター以外の業務を兼務している場合などは不可です。 	
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記配置職員の内から1名をセンター長（介護予防支援事業所管理者を兼ねる）に充てること。 	